

「手話言語条例（案）」
パブリック・コメントに寄せられたご意見と市の考え方について

【意見募集期間】 令和8年1月7日（水）～令和8年2月5日（木）

・意見の提出状況

| 意見数 | 提出者数 | 提出方法 |
|-----|------|-------|
| 1件 | 1人 | 持参 1人 |

・寄せられた意見と市の考え方

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | 手話に対する理解と関心を深めるために、市として、パンフレットや動画の作成または災害時に市職員と意思疎通を図るための「コミュニケーションボード」の案も考えられます。「手話は言語である」との認識を高め、普及を促進して欲しいと思います。 | ご意見いただきました内容につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| | 該当箇所 | 意見の取扱い |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 第3条 ・市民の役割 第5条 | |